

第130回千葉県森林審議会森林保全部会の開催結果(概要)

1 開催日時

平成30年12月19日(水)

午後 1時30分から 4時55分まで

2 開催場所

千葉県森林会館(千葉市中央区長洲1-15-7) 5階 第1会議室

3 出席者

【委員】

福永健司委員(部会長)、佐山裕子委員、清宮敏子委員、前田利雄委員

【職員】

西野森林課長、堀口副課長 他

4 議題

(1) 審議事項

議案1「林地開発許可案件」について

(2) その他

5 審議結果

上記の議案1に係る第1号から第10号までの案件について審議がなされ、すべての案件について森林法第10条の2第2項各号に照らして妥当な計画であると判断された。

【主な意見】

○第1号案件 [(新規) 株ソーラークリーニングによる太陽光発電施設の用地造成]

- 委員： 雨水排水の処理について、敷地内で浸透させて処理する計画ということではよろしいか。
- 事務局： パネル用地の雨水は場内に設置するU字溝等で集水し、最終的に各浸透池で処理する計画となる。また、場外に流出するおそれのある箇所については、小堰堤を設置する。
- 委員： 今回の計画では洪水吐きを設置しなくてもよいのか。
- 事務局： 浸透池のHWLと余裕高を併せた高さを超える地盤が下流側に30m以上あることから、洪水吐きの設置は不要となる。また、開発区域外周は切土形状であり、場外に流出するおそれのある箇所には高さ30cmの小堰堤を配置する。
- 委員： 進入路は開発後になくしてしまうのか。また、進入路の流水方向はどの方向か。
- 事務局： 進入路は開発後も使用する。また、進入路は開発区域側に向かって傾斜させていることから、開発区域内へ雨水を集水させる。
- 委員： 林道への流出の可能性は低いですが、市原の土砂流出事故を教訓として審査していただきたい。また、環境省では太陽光発電を環境アセスメントの対象とすることを検討している。例えば、10MW以上の規模の風力発電は環境アセスメントが必要である。今回の案件は太陽光発電ではあるが、12MWの発電出力となることから、規模だけで考えると環境アセスメントが必要となる。
各基準を満たすかもしれないが、色々と議論されていることを踏まえて対応していただきたい。
- 事務局： 他法令で様々な議論がされているが、林地開発許可制度については、従来どおり4要件に基づく審査をしっかりと行う。
- 委員： 許可基準を面積に応じて変えてはどうか。
- 事務局： 制度の検証も必要かと思われるが、施工の管理を十分に行い、計画どおりの施工がなされるよう監視する体制が必要と考えている。
- 委員： 残置森林を適正に管理していただきたい。また、切土や盛土があることから、安全管理、施工中の監視をよろしく願います。

○第2号案件 [(新規) 株Huang Ming Japanによる太陽光発電施設の用地造成]

- 委員： ゴルフ場造成地とのことだが、造成箇所に生えているのは芝か。
- 事務局： 芝ではなく、自然に生えてきたセイタカアワダチソウ等である。
- 委員： 造成森林は当地に生育しているスダジイ、ウラジロガシを植栽する計画ということではよいか。
- 事務局： そのとおりである。
- 委員： 現況は事業区域中央が造成され、周囲に森林が見られるようだが、これは開発後も残るのか。
- 事務局： 概ねそのとおりである。
- 委員： パネルの下の処理はどうなるのか。
- 事務局： 裸地の状態となる。
- 委員： 裸地の状態で問題ないか。

事務局：調節池や排水施設の設計にあたっては、流出係数を裸地状態の数値としていることから、防災施設としての基準を満たしており、問題ない。

委員：市町村の意見では強風時の土砂等の飛散防止を、とあるが、裸地では飛砂するのではないか。

事務局：現地の土質にもよるが、事業者には市町村の意見を伝える。

委員：パネル用地の造成は現況のままとなるのか。

事務局：切盛りを行い、適宜、水路等を設置する。

委員：防災施設の容量がかなりギリギリであり、計算上は支障がないのかもしれないが心配である。

事務局：本件の池の計算は簡便法を用いており、厳密計算法よりもある程度余裕がある。

委員：30年確率は時間雨量どの程度か。

事務局：30年確率だと時間雨量で66.8mmとなる。

委員：調節池の水は緊急時に洪水吐きから排水することとなるが、排水先に余裕があるのかどうか心配である。

事務局：調節池では30年確率までの水を貯め、安全な流量で調整して放流する。それ以上の場合には100年確率の1.44倍までの水を洪水吐きから放流することとなる。基準としては、調整池の堤体が決壊することにより外部に大きな被害を与えることがないように、30年確率までの水を安全に流下させることとなる。

30年確率を超える降雨があった場合には、その時点では事業地も排水先も滞水している。

委員：工事中の管理をよろしく願います。

○第3号案件 [(新規) 株ノザキホームによる住宅団地の造成]

委員：森林率の20%にカウントしている箇所はどこか。

事務局：住宅団地の造成では森林又は緑地で森林率をカウントする。本件については、造成緑地となる箇所を森林率としてカウントしている。

委員：造成緑地は法面となるのか。

事務局：宅地間は法面となるが、その他は、平場の造成緑地、公園となる。

委員：張芝やツツジは宅地間の造成緑地か。

事務局：そのとおりである。宅地内に緑地の基準があり、設けている。

委員：既存の区域を含め、凡例上、造成緑地となっている公園は整備されるのか。

事務局：公園として整備・管理する。

委員：森林が含まれているから林地開発に該当するということによろしいか。

事務局：開発行為に係る森林面積が1haを超えることから林地開発許可案件に該当する。森林は開発され、造成緑地で森林率20%を確保している。

委員：千葉県北西部は開発が進んでおり、現状、5条森林はどの程度残っているのか。

事務局：八千代市の場合、約300haが5条森林で、68haが対象外森林となる。68haの一部が都市緑地として管理されていると思われる。

委員：北総地域は比較的、森林や緑地の管理に関して市の関心が高い。

委員：森林環境譲与税等を上手く活用し、防犯や不法投棄対策はしっかりとを行い、防災、教育等の多面的な機能が発揮できるよう有効に活用していただきたい。

事務局：市町村には管理にあたって、参考となる手引的な資料を情報提供して

いきたい。

○第4号案件 [(変更) 榑平野建材による砂利採取]

委員：森林の現況は竹林が100%となるが、現状のまま維持管理するのか。

事務局：残置森林等の保全管理計画書の中で、土地所有者である事業者が竹林として管理することとしている。

委員：竹林として適切に管理していただきたい。

委員：今回の変更許可申請により開発区域が拡大し、中期事業計画上も区域拡大することとなるが、今後、拡大する計画はあるのか。

事務局：事業者は拡大する意向を持っている。

委員：事業区域外の砂利採取跡地に植栽されたクロマツの生育状況は如何か。

事務局：比較的生育は良好である。

委員：拡大区域の残置森林の幅が14m以下となっているのは何故か。

事務局：5条森林外となるため、砂利採取法上の保安距離である4mを確保している。

○第5号案件 [(変更) 石津建材(株)による砂利採取]

委員：航空写真上、調査をおこなった形跡は見られないが、埋蔵文化財の発掘調査はなされなかったのか。

事務局：埋蔵文化財の発掘調査は実施された。

委員：今回は区域等の変更はなく、掘削量が増加しただけか。

事務局：そのとおりである。

委員：市町村の意見として多くの樹種を要望しているが、これはなぜか。

事務局：香取市の地域森林計画に記載されている樹種である。

委員：拡大する計画はあるのか。

事務局：事業者は拡大する意向を持っている。

○第6号案件 [(変更) 八代建材(株)による砂利採取]

委員：拡大部の残置森林の現況写真では、タケ類の生育が確認できるが、先程の説明でなかったのはなぜか。また、除外予定区域の残置森林の状況についてはどうか。

事務局：拡大部の残置森林には、部分的にタケ類が繁茂しているが、残置森林全体の状況としては、タケ類がそれほど生育していない。

また、除外予定区域の残置森林は、写真上では確認し難いが、上木にカシやシイが占有しており、ササが侵入している状況である。ササについては、隣接する道と併せて地元の方々が管理している。また、造成森林については、土地所有者が管理している。

委員：残置森林に関して、林帯幅だけでなく、質に関してどのように評価するのか。

事務局：現地調査の際に事業者側と残置森林を確認し、必要な指導を行う。また、申請図書として残置森林等の保全管計画書が提出されていることから、適切な管理がなされるよう指導を行う。

委員：申請の段階で残置森林の管理に関する書面があるのか。

事務局：そのとおりである。

委員：造成緑地には何が生えているのか。

事務局：造成されて時間が経過した法面であり、緑化された後に、クズが侵入している。

委員：造成緑地に関しても質の面から管理が必要と思われる。

○第7号案件〔(変更)君津メガソーラー(同)による太陽光発電施設〕

委員：開発は計画どおり進んでいるのか。

事務局：パネルの設置は概ね計画どおりである。パネル用地を分割する林帯部分の造成を行っている。

委員：違反に関して再度説明していただきたい。

事務局：林地開発するにあたって現地測量を実施するが、現地は尾根や谷が入り組んだ急峻地形となっており、正確に把握できない箇所や杭が設置できない箇所があったため、区域を逸脱して開発してしまったものである。

委員：県として、今回の違反について、悪意はなかったという認識か。

事務局：施工管理ミスに近いものと考えている。事業者は指導に従い復旧している。悪質ではないものと考えている。

委員：違反箇所の復旧でアカマツを植栽しているが、周囲に生育しているのか。

事務局：残置森林としてはスギ、ヒノキが主となるが、開発地域全体にアカマツが生育している。復旧箇所は違反で造成された箇所であり、土地が乾燥していることから、アカマツを植栽している。

○第8号案件〔(変更)共栄運輸(株)による砂利採取〕

委員：開発区域の北側はモータープール等として利用されているが、南側は別の目的に利用されることはないのか。

事務局：計画では採取が終了した箇所から順次植栽を完了させることとなっている。

委員：隣接する小学校側に危険はないのか。また、荒れ地が見えるのはよろしくないと思われる。

事務局：小学校側が一段低くなっており、残置森林が高くなっていることから開発地は小学校側から見えない。

事務局：防災に関しては、南側に区域を拡大する時点で小学校と協議しており、事業区域側に立入防止ネットを設置している。

○第9号案件〔(変更)(同)KSパワー1による太陽光発電施設〕

委員：造成工事にあたって、土砂流出等は発生していないか。

事務局：発生していない。

委員：調節池は完成しているのか。

事務局：完成までには至ってはいないが、仮設の池を設置し、場内の雨水を処理している。

委員：残置森林と造成森林の管理を適正に行っていただきたい。

○第10号案件〔(変更)榎館山ライフシステムズによる太陽光発電施設、サッカー場、残土埋立及びみかん園〕

委員：軽微な変更か重要な変更かについて基準はあるのか。

事務局：主要な防災施設の廃止、新設、構造、位置の変更を行う場合には変更許可が必要となる。今回は洪水吐きの位置の変更となるため、該当する。

委員：防災施設に関しては基準が厳しいということか。

事務局：そのとおりである。

委員：変更申請における設置箇所を当初許可の時点で選択しなかったのは何

故か。

事務局：設計段階では工事施工者が携わることはあまりなく、実際に現地を施工してから変更することがある。

委員：残土埋立箇所を利用することからしっかりと施工を行っていただきたい。また、どのような利用者を想定しているのか。

事務局：ホームグラウンドとするチームはなく、合宿等の利用を想定している。

委員：事業区域外の造成箇所は何か。

事務局：他事業者が過去に残土埋立した箇所となり、一部で太陽光発電事業が行われている。

委員：サッカー場の利用の見込みはあるのか。

事務局：サッカー場の造成は都市計画法に該当する開発であることから、南房総市に対して事業の説明を行っており、利用の見込みがあると思われる。

委員：管理事務所等の計画はあるのか。

事務局：設置する計画である。

委員：防災関係についてしっかりと確認していただきたい。

○その他（全体）

委員：異常降雨が発生し、また、南海トラフ地震、関東直下型地震の発生の確率が高まる中、許可審査基準の見直しが必要と思われる。最悪のケースを想定していかないと県として、県民の安全は守れないと考える。

委員：森林環境譲与税等の新制度において、大規模な林地開発地や人里離れた開発地の残置森林や造成森林の管理を手厚く支援するしくみができればと思う。また、開発の許可時点の確認だけでなく、完了後の確認を行う制度ができればと思う。

委員：手入れが行き届かない森林には残置森林等も含まれるものと考えられ、市町村が積極的に加わって管理していただければと思う。

事務局：市町村が森林環境譲与税を有効に活用する中で、森林所有者の手入れが行き届かず、特別に公益的機能維持が必要な森林について整備を進めていくこととなる。林地開発許可地においては、宅地開発であれば公的な管理に置かれる可能性が高いが、事業場となると事業地内の森林となり、原則は土地所有者の責務として指導し、その中で、市町村と協力して進めていくこととなる。